

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給します。

## 1. 住民税非課税世帯に対する給付金

対象世帯に確認書を送付しています(要返送)

### 【支給対象世帯】

基準日(令和4年9月30日)時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯。

### 【手続方法】

対象世帯に確認書を10月下旬から順次送付しています。確認書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒でご返送ください(切手不要)。

### 【申請期間】

確認書の発送日から令和5年1月31日(火)まで

### 住民税非課税世帯と家計急変世帯に対する給付金の共通事項

- 給付金額は1世帯あたり5万円です。
- 1世帯につき1回限りの給付で、住民税非課税世帯と家計急変世帯に対する給付金を重複して支給することはできません。
- 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、給付金の対象外となります。

### 新型コロナウイルス感染症対策のため窓口の混雑回避にご協力をお願いします

- 確認書は同封の返信用封筒で郵送してください(切手不要)。確認書の書き方など不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先まで。

## 2. 家計急変世帯に対する給付金

対象世帯からの申請が必要です

### 【支給対象世帯】

予期せず令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税水準以下となる世帯。

世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月収入を1.2倍した額)が住民税非課税水準以下であるかどうかで判定します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 住民税非課税水準となる給与収入の例

单身または扶養親族がいない場合 93万円

配偶者または扶養親族1名を扶養 137万8千円

※扶養親族の人数や所得控除の内容によって非課税水準の基準が異なります。

### 【手続方法】

対象世帯からの申請が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、収入額が確認できる書類など必要書類を添えて、市価格高騰緊急支援給付金担当へ郵送または直接提出してください。

申請書は市役所1階ロビーで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

### 【申請期間】

令和4年11月28日(月)から

令和5年1月31日(火)まで



## 振り込め詐欺にご注意ください

給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合には、すぐに小松島市役所や最寄りの警察にご連絡ください。

お問い合わせ先

◎市価格高騰緊急支援給付金担当(〒773-8501 小松島市横須町1番1号)

☎38・7007(受付:午前9時~午後5時15分)/FAX32・3738

Mail:kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

◎内閣府コールセンター ☎0120・526・145(受付:午前9時~午後8時)

## 収支内訳書の作成講習会開催中止のお知らせ

「収支内訳書の作成講習会」は前年度に引き続き、開催を中止とさせていただきます。

「収支内訳書」とは、事業所得(農業・営業など)や不動産所得のある方が、収入金額や経費などを記入し、確定申告や住民税申告の際に提出する書類です。申告に来られる際は事前に収支内訳書の作成をお願いします。収支内訳書の書き方など、ご不明な点は市税務課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 市税務課 市民税担当(市役所1階) ☎32・3821/FAX33・3401  
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp